

令和7年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会・地区連合町内会（町内会等と合同申請する場合の集会施設管理団体）

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- (1) 町内会等が所有(※1)する施設で、会館として利用している施設
※1 次の場合も補助対象となります。
 - ①町内会等が会館として物件を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
 - ②マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合
- (2) 会館への省エネ設備導入に対し、町内会等の意思決定（例：総会の議決等）があること
- (3) 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- (4) 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- (5) **令和7年12月26日**までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の主な条件・補助率・補助上限額（「募集案内」を必ずご確認ください）

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上（省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品） ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上(※3) 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など(※4)	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※5)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 家庭用20畳以上の製品で条件に合う製品が調達困難な場合、トップランナー基準達成製品を補助対象とします。

※4 補助率1/2の補助条件を緩和したメニューを7年度追加。詳細は「募集案内」をご覧ください。

※5 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定・書類準備（見積徴収）
- (2) **補助申請：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）（予算上限に達し次第終了）**
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い
- (5) **整備完了報告：令和7年12月26日（金）まで**
- (6) 交付額の確定
- (7) **補助金請求書の提出：令和8年2月27日（金）まで**
- (8) 補助金の振込

◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、**窓口持参（予約制）**

7 見積徴収（契約事業者決定）

契約金額1件、100万円以上（税込）の場合

次のいずれかに該当する事業者（2者以上）から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

契約金額1件、100万円未満（税込）の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

9（4月1日～）問合せ・建築士による訪問アドバイザー派遣事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740（受付時間：平日9時～17時）

※おかけ間違いにご注意ください

Email: yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



（市WEBページ）

本補助金の実施は、
令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。